

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立柵田中学校
校長名 関山 一樹 公印



令和8年度教育課程について（届）

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則に基づき、下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

日本国憲法及び教育基本法に基づき、人権尊重の精神を基調とし、心身ともに健康で豊かな心をもつ国民の育成をめざし、次の生徒像を掲げ本校の教育の基本とする。

教育目標	○進んで学習する人になろう	[学習]
	○仕事に精を出す人になろう	[勤労]
	◎心身ともに健康で思いやりのある人になろう	[健康・思いやり]

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

ア 確かな学力の育成

- ① 授業参観や教科部会の充実を通して、教員の授業力向上を図り、確かな学力を身に付けさせる。
- ② パフォーマンス課題を活用して学習意欲を高め、生涯にわたって学び続ける基盤となる知識や技能を育成する。
- ③ 生徒の興味・関心や習熟度に応じたきめ細かい指導により、学びに向かう力、人間性等の伸長を図る。
- ④ 主体的・対話的で深い学びを通して、予測できない未来にも対応できる思考力、判断力、表現力等を育成する。
- ⑤ キャリア教育の目的を踏まえ、計画的に自己理解を深め、自己肯定感、自己有用感を高めさせるとともに社会の一員としての自覚をもたせて、将来の勤労意欲を育成する。
- ⑥ GIGAスクール構想第2期に基づき、各教科等の特質を活かし、生徒一人ひとりの自己肯定感、自己有用感を高めさせる。
- ⑦ SDGs を柱として、誰ひとり取り残さない理念のもと、現代の諸課題を学習に取り入れる。

イ 豊かな心の育成

- ① 全ての生徒に人権意識と自他の健康に配慮した態度を身に付けさせ、豊かな心と思いやりの精神を育むことでウェルビーイングの向上を図る。
- ② 学校教育全体を通じて、道徳教育の充実に努め、人権を尊重し、多様な他者を理解し、思いやる気持ちを養う。
- ③ 基本的な生活習慣を身に付けさせるとともに、集団生活でのルールやマナーの指導を徹底し、規範意識や社会性の育成を図る。
- ④ これからの社会を生き抜く力を育成し、地域運営学校として社会に開かれた教育活動を展開する。
- ⑤ 学校運営協議会を充実させるとともに、青少年対策委員会や地域・保護者との協働を推進する。

ウ 健やかな体の育成

- ① 授業、行事、部活動等を通じて、体力向上に努めるとともに、日頃から自他の心身の健康や安全に配慮した規則正しい生活習慣を身に付けさせる。

エ 不登校生徒への支援

- ① 八王子不登校総合対策「つながるプラン」を通して、居場所づくり等不登校生徒の心の安定を図る。

オ いじめの防止等の取組

- ① 学校いじめ対策委員会を中心に組織的、計画的にいじめの未然防止、早期発見、早期対応に努める。
- ② 生徒や教職員一人ひとりが人権意識を高め、いじめを許さない資質を身に付けさせる。

カ 特別支援教育の充実

- ① 特別支援委員会を中心に一人ひとりの教育ニーズに応じた特別支援教育を推進するとともに、八王子市第五次特別支援教育推進計画に基づき、生徒相互の学びや助け合いを推進し一人ひとりの自立を支援する。

キ 小中一貫教育のさらなる充実【柵田中学校グループ（横山第一小、柵田小、緑が丘小）】

- ① 柵田中学校グループの連携を推進し、「変化の激しい世界を生き抜く力」を共通目標とし、「地域の一員として、確かな学力と正しい規範意識を身に付け、心身ともに健康で、自ら課題に取り組み学ぶ意欲をもった児童・生徒」を義務教育9年間の小中一貫教育により育成する。そのために、「人との関わりを大切にし、安全で居心地のよい柵田中学校区を支える一員としての実践的な態度」を醸成する。

2 指導の重点

(1) 各教科等

ア 各教科

- ① 主体的・対話的で深い学びの実現に向けて1人1台の学習用端末の活用や指導と評価の一体化を図り、「ねらい」の明示と「振り返り」を全教科で着実に実施するとともに、小グループ活動を教科の特性に応じて取り入れるなど、授業改善を不断にすすめる。
- ② 各教科や教務部を中心に、各種学力調査の結果を分析し、基礎的な学習内容の定着と表現力の向上を図る。さまざまな学習コンテンツなどを活用して、学校と家庭で個別最適な学びを通し個別的な学習支援を行い、生徒一人ひとりの自己肯定感を醸成する。
- ③ 全国学力調査と年2回の学習アンケートをもとにICT活用等の教科指導PDCAサイクルを確立するとともに、各教科担当間でICT活用法を共有し、教員のICT活用指導力の向上を図る。

イ 総合的な学習の時間

- ① 郷土学習を柱に、八王子（第1学年）、東京（第2学年）、日本（第3学年）の伝統文化や日本遺産、産業など地域理解等をテーマに、教科横断的・総合的・探究的な活動を通して、各自が課題解決の基本を身に付け、地域の一員としての自覚と自己の生き方を考える力を養う。
- ② ICT機器や1人1台の学習用端末を有効に活用して、効果的な探究活動を行い、郷土学習の事前学習及び事後学習等において、表現力の向上を図る。

ウ 特別活動

- ① 集団宿泊的行事において、体験的な活動を重視するとともに、実行委員会指導などを通して生徒の主体的な活動を推進する。
- ② 学級活動を通して、望ましい人間関係を形成し、豊かな情操を育むとともに、hyper-QUの分析やエンカウンター活動などを通して、学級経営の改善を図るとともに、集団の一員としての自覚を促し健全な生活態度を育てる。
- ③ 生徒会活動を通して、よりよい集団や学校づくりに参画する自覚を養い自主的で実践的な態度を育てる。
- ④ 学校行事において、地域資源を活用しながら、集団への所属感や連帯感を深め、協力する心や相手を思いやる心を育てる。

(2) 「特別の教科 道徳」を要とする道徳教育

- ① 自尊感情を基礎として人権感覚を育て、互いを認め合い、よりよい生き方について考えさせる。ルール、マナー、モラル等の社会性を高め、それらを日常生活に活かすように指導し、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度を養う。
- ② 学校全体の重点項目を「思いやり、感謝」とし、各学年ではいじめ防止をめざし、社会の一員としての自覚を高め、自他の生命を大切にし、思いやりの心を対話を通して育む。
- ③ 保護者や地域とともに道徳教育を推進するために道徳授業地区公開講座や学校公開で授業を保護者や地域に公開する。学校としての道徳教育の取組や授業における「ねらい」を説明し、保護者や地域と一体となり思いやりの心を育む。
- ④ 相手を尊重する心を育てるために、いじめやSNSトラブルを題材とした授業を計画的に実施する。
- ⑤ 道徳教育の全体計画及び別業を基に、各教科や行事等との関連を図りながら、教育活動全体を通して計画的に道徳教育を推進する。

(3) キャリア教育

- ① これからの社会を支える実践力の育成に向けて、身近な職業調べ、職場体験、上級学校訪問等を実施し、望ましい勤労観及び職業観を育む。高齢者理解など福祉学習を通して、命を大切にしようとする態度を育む。
- ② 人との関わりを大切に、安全で居心地のよい櫛田中学校区を支える生徒を育むために、櫛田中学校グループが一体となって「はちおうじっ子キャリア・パスポート」を適切に活用する。また、9年間を通して行事等での自己の変容を自己評価することで、個性を伸ばし、自己のキャリア形成に活かす指導を行う。

(4) 特別支援教育

- ① 障害の有無に関わらず全ての生徒が適切な指導や学習機会を得られるように、特別支援委員会を週1回設定し、インクルーシブな教育を推進するために情報共有や方策の共通理解を図るとともに家庭や外部機関と連携を図る。
- ② 特別な支援が必要な生徒の生活や学習上の困難を克服するため、学校生活支援シートや個別指導計画を活用するとともに1人1台の学習用端末の活用や学校サポーターを活用した個別対応を推進する。また、特別支援学級や都立特別支援学校との行事等での交流・共同学習を実施し、障害への理解と思いやりの心を育む。

(5) 生活指導

ア 生活指導

- ① 生活指導の原則を全教職員で共通理解し、問題行動に対しては毅然とした態度で組織的に取り組むとともに、生徒指導提要进行を基盤として、常に個々の生徒に寄り添った指導を行い、信頼関係の醸成に努める。
- ② 毎月の安全指導や避難訓練、セーフティ教室を通して、自らの命を守る危険回避と安全確保の態度を身に付けさせる。また、性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないように、生命の安全教育を発達段階に応じて指導する。
- ③ 生徒会活動を中心に、時代やニーズに即した「学校のきまり」を考えさせる機会を設定し改善を図る。

イ いじめ防止等の取組

- ① 「学校いじめ防止基本方針」をもとに、全教職員が日常的に生徒のようすを丁寧に観察する。
- ② 毎週月曜日の6校時に開催する「学校いじめ対策委員会」で決まった方針のもと、いじめやトラブルの早期発見と早期対応を徹底する。生徒のSOS発信を見逃さず、いじめ防止プログラムを活用して、未然防止に向けた授業（SNS等の情報モラル教育も含む）を学期に1回以上実施する。
- ③ 「ふれあい月間」の取組や毎月実施する「いじめに関する生徒アンケート」を継続するとともに、hyper-QUを年2回実施し生徒情報の共有を図るとともに、誰一人取り残すことのない学級経営を推進し生徒同士の信頼関係を醸成する。
- ④ 生徒会活動を中心に「梶田中学校SNSルール」の改善を図り、各家庭でもルールづくりに協力を仰ぐ。

ウ 不登校生徒への支援等

- ① 毎週1回開催する特別支援委員会で、生徒の情報を共有し、八王子不登校総合対策「つながるプラン」をもとにした組織的な対応を通し、一人ひとりに応じた支援を徹底し、相談できる大人の構築に努める。
- ② 個票システムを活用した不登校生徒の早期把握とスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、生徒の実態を基に支援ニーズを把握し、新たな不登校生徒の未然防止と社会的自立に向けた支援を心がける。
- ③ 不登校対応巡回教員や登校支援コーディネーター等と地域が連携し、不登校生徒の居場所づくりと登校支援のためのサポートルーム「ひだまり」を設置し、生徒の心の安定を図る。

(6) 学力保障の取組（はちおうじっ子ミニマムの取組）

- ① 年2回の生徒による授業アンケートを活かして、各教員が学習指導力向上と授業改善に努める。
- ② はちおうじっ子ミニマムを全ての生徒に定着させるために、長期休業中に補習教室を実施する。
- ③ 定期考査前に、質問教室・自習教室・家庭学習重点週間を実施し、学習への意欲向上に努める。
- ④ 読書習慣の定着と読解力の向上をめざして、毎日始業前10分間の朝読書を実施する。

(7) 特色ある教育活動

ア 義務教育9年間を見通した小中一貫教育の取組 【梶田中学校グループ(横山第一小、梶田小、緑が丘小)】

- (取組1) 中学生職場体験、授業参観・部活動体験、合同あいさつ運動、家庭学習重点週間、交流音楽会、交流体育祭、合同引き取り訓練など、小中の交流や共同作業を通して、お互いを尊重する意識を育てる。
- (取組2) 各校のコーディネーターを中心に、年3回学力定着プロジェクト会議を開催し学力調査結果の分析と対策、学習スタンダード、家庭学習、系統的なICT活用技能育成について共通実践を進める。
- (取組3) 年3回の青少対四校連絡会において児童・生徒の諸情報について情報交換し、健全育成に役立てる。
- (取組4) 年2回の地域清掃や防災フェスタ、地域のお祭り、イベントなどのボランティア活動をPTAや青少対などの協力を得て積極的に行うことで、大人と接する機会を大切にすると共に、地域の一員としての自覚を育む。

イ その他

- ① 9年間を見通して、情報活用能力系統表に基づき主体的に1人1台の学習用端末を活用できる能力を各学年の学習段階に応じて計画的に育成する。
- ② 八王子市の部活動改革に基づき、学校運営協議会と連携を図り「学校部活動の再編」や「地域と連携した活動の充実」を推進する。「梶田中ボランティアカード」を活用し、地域行事への積極的な参加を促し、取り組んだ生徒の活動を見取り、表彰等を通してその活動を評価する。また、活動を通知表に記載する。

3 学年別授業日数及び授業時数の配当

(1) 年間授業日数配当表

月 学年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
1	17	20	21	13	3	19	21	19	19	16	18	17	203
2	18	20	21	13	3	19	21	19	19	15	19	17	204
3	18	20	21	13	3	19	21	19	19	15	19	15	202
備 考	振替休業日を取らない土曜授業は4月25日、5月9日、2月13日とする 夏季休業日は、7月21日から8月26日までとする 都民の日の10月1日は授業日とする 第1学年は入学式が4月8日のため、2日減 3月19日 卒業式に出席しないため1日減 第2学年は4月8日 入学式に出席しないため1日減 3月19日 卒業式に出席しないため1日減 第3学年は4月8日 入学式に出席しないため1日減 3月19日 卒業式後3日減												

(2) 各教科等の年間授業時数配当表

区 分		学 年	1	2	3
各 教 科	国	語	140	140	105
	社	会	105	105	140
	数	学	140	105	140
	理	科	105	140	140
	音	楽	45	35	35
	美	術	45 (2)	35 (2)	35 (2)
	保 健 体 育		105	105	105
	技 術 ・ 家 庭		70	70	35
	外 国 語 (英 語)		140	140	140
	小	計	895	875	875
特別の教科 道徳			35	35	35
総合的な学習の時間			50 (16)	70 (8)	70 (16)
特別活動(学級活動)			35	35	35
総 計			1015 (18)	1015 (10)	1015 (18)

備 考

ア その他の授業時数

区分 \ 学年	1	2	3
生徒会活動	3	2	2
学校行事	61	60	52
学級・学年の裁量の時間	2	2	2

イ 1 単位時間

* 1 単位時間を50分とする。

ウ 各教科等の授業時数の確保に関する手だて

全学年 体育祭の縦割り練習のため、5月22日は1時間増

全学年 体育祭準備実施のため、5月29日は1時間増

全学年 週の時数が週27コマを満たないため、授業確保として6月5日、7月3日、9月25日、11月20日、1月15日、2月5日に1時間増

全学年 大掃除を実施のため、7月15日、12月23日は1時間増

全学年 定期考査Ⅱを実施のため、9月16日は1時間増

全学年 音楽祭練習実施のため、10月16日、10月19日、10月23日は1時間増

第1・2学年 大掃除を実施のため、3月24日は1時間増

第3学年 修学旅行実施のため、10月7日、9日は1時間増

エ 長期休業中に位置付ける各教科等の授業時数及び内容

* 長期休業中に第1・3学年で地域・郷土学習10時間、キャリア学習6時間を総合的な学習の時間の調査活動とする。

* 長期休業中に第2学年で地域・郷土学習5時間、キャリア学習3時間を総合的な学習の時間の調査活動とする。

第1学年 八王子や移動教室で関わる地域について調べ学習

キャリア学習や進路に関わる探究的活動、職業に関する調べ学習

第2学年 八王子や校外学習で関わる地域について調べ学習

職場体験事前学習や上級学校について調べ学習、進路に関わる探究活動

第3学年 八王子や修学旅行で関わる地域について調べ学習

自己の進路について探究的活動

* 美術科で長期休業中に全生徒が取り組む活動を2時間とする

第1・2学年 いじめ・自殺防止コンクールに出品のため

第3学年 読書感想画コンクールに出品のため

オ 授業時数に位置付けない教育活動

* 全学年において、年間を通して朝読書(10分)を実施する。

ただし、定期考査前は朝学習(10分)を実施する。

* 放課後学習教室は定期考査の一週間前の水曜日または金曜日に実施(年4回)、夏季休業日には補習や質問教室を実施する。

カ その他

* 特記事項なし